

中川事務所新聞

第 1 1 8 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【消費税8%に決定】

来年4月からの消費税8%への増税が決定されました。大方の予想通りの動きなので慌てる場所は少ないでしょう。中小企業にとっては資金繰りに100%影響が出ます。常々ご提案している通り、消費税納税のための積立預金をすぐにでも始めましょう。

【最低賃金の改定】

地域別最低賃金が改定されます。兵庫県の場合で749円/時 761円/時(10/19実施)です。切りのいいところで時給



750円での募集できなくなったので注意しましょう。

【自動車保険新等級制度】

1年前から告知されていた通り、今月から新しい等級制度が完全に実施されます。現時点の等級に関係なく、一度でも「事故る」と3年間は重い保険料負担となります。

事故がないのに越したことはありませんが、軽微な事故での保険使用はよくよく考えた方がいいでしょう。なお、保険を使っても事故としてカウントされない「ノーカウント事故」もあります。保険は他人を守るもの、自分を守るのは知識というぐらゐに考えておいた方がいいのではないのでしょうか。

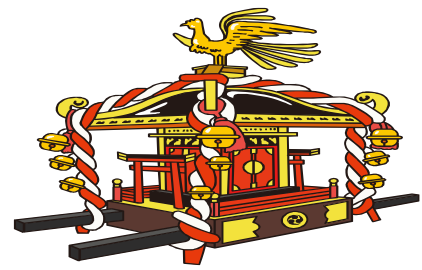
【民間の平均給与】

国税庁によると、昨年の給与の平均は408万円です。(正規労働者は468万円、非正規労働者は168万円)となっています。

ちなみに、国家公務員は662万円、地方公務員は728万円となっています。

【10月の事務予定】

- ・10月決算法人期末実地棚卸
- ・7月決算建設業決算変更届
- ・8月決算法人確定申告&納税
- ・全国労働衛生週間10/1~7
- ・秋祭り



知ってお得! ? 法律雑学

Q . 近所の電柱でカラスが騒いで困っています。捕まえて懲らしめることはできませんか？

A . できません。

カラスに限らず、全ての野生鳥獣は鳥獣保護法により、許可なく捕獲したり処分したりすることは禁じられています。うるさい、迷惑だからと

いって捕まえることはできません。

許可を受けられる場合とは、巣の撤去と同時に雛や卵を処分する場合や、農作物などに被害が発生した場合で、かつ、追い払いや防除対策などをして被害がなくなる場合などに限られます。

なお、カラスを追い払うた

めには、レーザービームなど光の出るものを、カラスめがけて当てると効果があります。

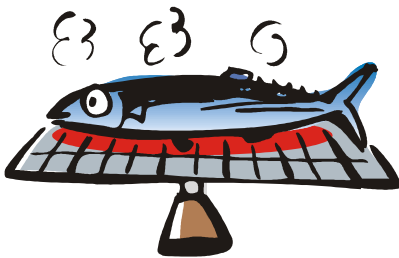


経営談義

【残業手当で倒産】

姫路市内でも従業員との労働争議で揉めた会社が、倒産に至るといふ出来事がありました。これは決して珍しいことではなく、特に中小企業ではそのリスクを抱えているところが多く、その最大のリスクが残業手当です。

労働基準法では、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える部分には、25%以上の割増賃金を支払うことが義務付けられています。法律で定められていることなので、ここを正面から攻められ



ると、経営者側に勝ち目はありません。未払い賃金という債務を支払えなければ会社は倒産ということになります。

残業手当の支払いを回避する方法として、管理監督者にするという方法がありますが、これには以下のように大変厳しい制限があります。

「労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者をいい、これに当てはまるかどうかは、役職名ではなく、その職務内容、責任と権限、勤務態様等の実態によって判断する」

また、別の方法として基本給を下げて残業手当に回すという方法もありますが、これも下げすぎると1面に書いた最低賃金に引っかかるというリスクがあります。

消費税増税が決定して賃金への視線がより一層厳しくなることが予想されます。経営者視線では「ない袖は振れない」ということもあるでしょうが、世の中には会社が潰れようが取れるものは獲るといふことに心血を注ぐ人たちも存在します。今の時代、法律違反を正論で攻められると、それまでの情けや慣習など一度に吹き飛んでしまうということをお腹に銘じておくべきでしょう。法律は知っている者の味方（正義の味方ではない）ということをお忘れなく。



秋祭りのシーズン到来です。今年の子供会役員なので、子供たちに安全な二日間を過ごさせることだけが任務です。昨年は少々不都合があったので、今年は持ち場を死守します。

春の進学以来、初めて長女が帰ってきました。よほど現地の水が合っているのか随分遅い体になっていました。部活の関係で戻りは仙台經由北海道となりましたが、台風の影響ですべてキャンセル、格安航空会社を使っていたのでキャンセル料を全額没収されて大損しました。表面上の格安には要注意です。

あつがわ

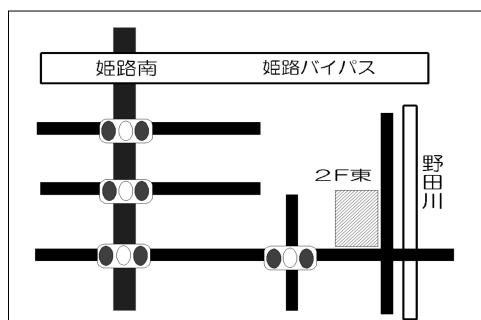
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp